

令和 6 年

第 1 回大津町議会臨時会会議録

開 会 令和 6 年 1 月 19 日

閉 会 令和 6 年 1 月 19 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告

令和6年第1回大津町議会臨時会会議録

令和6年第1回大津町議会臨時会は町議場に招集された。(第1日)

令和6年1月19日(金曜日)

出席議員	1 番 大 村 裕 一 郎	2 番 田 代 元 気	3 番 時 松 智 弘
	4 番 面 川 秀 貢	5 番 大 塚 益 雄	6 番 三 宮 美 香
	7 番 山 部 良 二	8 番 山 本 富 二 夫	9 番 豊 瀬 和 久
	10 番 佐 藤 真 二	11 番 大 塚 龍 一 郎	12 番 坂 本 典 光
	13 番 永 田 和 彦	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 桐 原 則 雄
欠 席 議 員	14 番 津 田 桂 伸		
職 務 の た め 出 席 し た 事 務 局 職 員	局 長 荒 木 啓 一 書 記 飯 塚 彩 菜		
地方自治法第 121条第1 項の規定によ り説明のため 出席した者の 職氏名	町 長 金 田 英 樹	総務部総務課主幹 吉 良 元 子 兼 行 政 係 長 兼 法 制 執 務 係 長	
	副 町 長 工 藤 あ ず さ		
	総 務 部 長 藤 本 聖 二	総 務 部 財 政 課 長 田 邊 嵩 博 財 政 係	
	住 民 生 活 部 長 木 村 欣 也	教 育 長 吉 良 智 恵 美	
	健 康 福 祉 部 長 坂 本 光 成	教 育 部 長 羽 熊 幸 治	
	産 業 振 興 部 長 村 山 龍 一	教 育 部 次 長 百 田 止 水	
	都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長 西 岡 多 津 朗	農 業 委 員 会 事 務 局 長 梅 田 博 隆	
	総 務 部 総 務 課 長 村 山 博 徳		
	総 務 部 財 務 課 長 大 塚 昌 憲		
	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 中 井 雄 一 郎		

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 1 号	大津町一般職の職員の給与に関する条例及び大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2 号	大津町手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 3 号	令和 5 年度大津町一般会計補正予算（第 1 4 号）について
議案第 4 号	令和 5 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 5 号	令和 5 年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 6 号	令和 5 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 7 号	令和 5 年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 8 号	令和 5 年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）について
議案第 9 号	令和 5 年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
議案第 1 0 号	令和 5 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第 3 号）について

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 6 年 1 月 1 9 日 (金) 午前 1 1 時 開会
開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1 号 大津町一般職の職員の給与に関する条例及び大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 2 号 大津町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 3 号 令和 5 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 4 号) について

日程第 7 議案第 4 号 令和 5 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について

日程第 8 議案第 5 号 令和 5 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について

日程第 9 議案第 6 号 令和 5 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) について

日程第 1 0 議案第 7 号 令和 5 年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算 (第 3 号) について

日程第 1 1 議案第 8 号 令和 5 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 3 号) について

日程第 1 2 議案第 9 号 令和 5 年度大津町公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号) について

日程第 1 3 議案第 1 0 号 令和 5 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算 (第 3 号) について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 1 時 1 0 分 開会

開議

○議 長 (桐原則雄) 皆様、おはようございます。

ただいまから、令和 6 年第 1 回大津町議会臨時会を開会します。

なお、津田桂伸議員より欠席の届けがっておりますので、報告します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則

第127条の規定によって、11番大塚龍一郎議員、12番坂本典光議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（桐原則雄） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（桐原則雄） 日程第3 諸般の報告をします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 議案第1号から日程第13 議案第10号まで

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄） 日程第4 議案第1号、大津町一般職の職員の給与に関する条例及び大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第13 議案第10号、令和5年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

お諮りします。議案第1号から議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町長（金田英樹） 皆様、おはようございます。謹んで新年の御挨拶を申し上げるとともに、石川県能登地方で発生した地震によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、被災されました全ての方々とその御家族に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

また昼夜を問わず災害対応に当たられている方々に対しましては、深く敬意を表します。平成2

8年の熊本地震では、北陸甲信越地方をはじめ全国の皆様から御支援をいただき、また石川県からは職員も多数派遣をいただき本町の被災者支援業務を助けていただきました。本町としましては、できる限りの支援に取り組んでいきたいと考えております。まずは熊本県が調整している大綱支援チームに参加し職員を派遣する予定としております。熊本地震での経験を生かし、避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を担うことで被災地支援に尽力したい考えです。また復旧復興までの道のりではその局面ごとに必要な支援が変化していきます。既にいくつかの支援は行っていますが、今後も引き続き、その時々合った支援を行っていきます。

また、併せて、本町における災害対応体制を改めて確認し、災害発生時には職員一人一人が迅速に対応できるよう努めていきますので、町民の皆様におかれましても、それぞれに必要な備えをもう一度見直していただきますよう、情報発信と町としてもしっかりと取り組んでいく所存でございます。

最後に、能登地方における被害がこれ以上大きくならないことを祈るとともに、被災された全ての方々が一日でも早く暖かな日常を取り戻すことができますよう、心よりお祈りを申し上げます。

それでは、今回の臨時会に提案しました案件の、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号「大津町一般職の職員の給与に関する条例及び大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて、一般職の職員及び会計年度任用職員の給与を改定することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第2号「大津町手数料条例の一部を改正する条例について」は、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、町外に本籍を有する者への戸籍証明書等の交付及び戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行等を行うにあたり、その発行等に係る手数料の額を定めるために条例の一部を改正しようとするものです。

議案第1号及び議案第2号については、条例の一部改正ですので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第3号「令和5年度大津町一般会計補正予算（第14号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2千166万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ211億7千688万2千円とするものです。

歳入で、国庫支出金1億5千767万4千円、県支出金2千399万4千円、繰入金4千万円をそれぞれ増額し、歳出で、議会費55万5千円、総務費5千351万8千円、民生費1億4千717万円、衛生費352万8千円、農林水産業費197万6千円、商工費111万6千円、土木費316万8千円、消防費26万6千円、教育費2千59万3千円、災害復旧費5千円をそれぞれ増額し、予備費1千22万7千円を減額するものです。

次に、議案第4号「令和5年度大津町国民健康保険、特別会計補正予算（第3号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を、30億8千451万6千円とするものです。

歳出で、総務費 2 万 1 千円、保険事業費 4 万 5 千 3 百円をそれぞれ増額し、予備費 4 万 7 千 4 百円を減額するものです。

次に、議案第 5 号「令和 5 年度大津町介護保険、特別会計補正予算（第 3 号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を、29 億 1 千 7 百 8 千 9 百円とするものです。

歳出で、総務費 1 万 0 千 6 百円、地域支援事業費 3 万 5 千 8 百円をそれぞれ増額し、予備比 1 万 4 千 2 百円を減額するものです。

次に、議案第 6 号「令和 5 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を、4 億 4 千 3 百 2 千 2 百円とするものです。

歳出で、総務費 9 千円、保険事業費 2 万 4 千円をそれぞれ増額し、予備費 3 万 3 千円を減額するものです。

次に、議案第 7 号「令和 5 年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第 3 号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を、6 億 4 千 7 百 1 千 4 百円とするものです。

歳出で、事業費 1 万 2 千 8 百円を増額し、予備費 1 万 2 千 8 百円を減額するものです。

次に、議案第 8 号「令和 5 年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）について」ですが、今回の補正は、収益的支出の営業費用を 2 万 3 千 3 百円増額するものです。

次に、議案第 9 号「令和 5 年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）について」ですが、今回の補正は、収益的収入の営業外収益を 1 万 2 千 7 百円増額、収益的支出の営業費用を 2 万 5 千 2 百円増額し、資本的収入の出資金 3 万 5 千 9 百円を増額、資本的支出の建設改良費 3 万 7 千 4 百円を増額するものです。

次に、議案第 10 号「令和 5 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第 3 号）について」ですが、今回の補正は、収益的収入の営業外収益を 1 万 6 千 6 百円、収益的支出の営業費用を 1 万 6 千 6 百円、それぞれ増額するものです。

議案第 3 号から議案第 10 号までの案件については、一般会計、各特別会計及び各事業会計の補正予算ですので、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長より、詳細を説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、おはようございます。私のほうから議案第 1 号と議案第 3 号について御説明をいたします。

まず、議案第 1 号の大津町一般職の職員の給与に関する条例及び町の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集は、1 ページから 6 ページ、それから説明資料集は 1 ページから 11 ページになります。
まず、説明資料集の 1 ページをお願いいたします。

改正の内容としましては、県の人事委員会が、給与改定の勧告を行ったことに伴いまして、町の一般職の職員につきましても、給料、期末勤勉手当等の額を改定しようとするものでございます。
また、会計年度任用職員の中で、条例で給料表を定めております職種について、勧告に伴い、給料額を改正しようとするものです。

県の人事委員会の勧告は、企業規模が 50 人以上で、かつ、事業所規模が 50 人以上の民間事業所 708 事業所から無作為抽出した県内の 200 の事業所を対象に民間給与の調査を実施し、支給実績を把握した上で、格差を解消することを基本に、人事院勧告に準じて勧告が行われております。

勧告の内容としましては、令和 5 年の給与改定として、民間給与との格差が、3 千 1 6 2 円、率にして 0.88% 下回っており、また、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が、民間の支給割合を 0.11 月分下回っているため、改定すべき事項として、初任給を始めとしまして、若年層の職員が在籍する号給について重点を置きながら、所要の改定を行うこととされております。

また、期末手当及び勤勉手当につきましては、民間との均衡を図るため、支給月数を 0.10 月引上げ、4.50 月分とすることとされており、引上げ分は、期末手当、勤勉手当に均等に配分し、令和 6 年度以降は 6 月期それから 12 月期の期末手当、勤勉手当が均衡になるよう配分をされます。

説明資料集の 1 ページの中段以降をお願いいたします。

②の大津町の給与改定の内容になりますけれども、月例給につきましては、人事院及び熊本県人事委員会勧告に準じて、民間給与との較差を解消するため、大学卒業程度の初任給について 1 万 1 千円、高校卒業程度の初任給について 1 万 2 千円、それぞれ引き上げることとし、これを踏まえまして、若年層の職員が在職する号給に重点を置き、所要の改定を行うこととします。

なお、月例給の改定は、令和 5 年 4 月 1 日に遡及して行うこととしております。

期末勤勉手当につきましては、民間の支給割合に見合うように、令和 5 年 12 月 1 日に遡及し、年間支給月数を 0.10 月分引き上げます。なお、期末手当、勤勉手当にそれぞれ 0.05 月分ずつ均等に配分することとしております。

なお今回の給料改定によりまして、年間総額で 1 千 2 2 万 2 千円の増となっております。

また、改定により影響を受けます時間外勤務手当、地域手当、共済費については記載のとおりでございます。

次に期末勤勉手当につきましては、令和 5 年度においては、12 月期の期末・勤勉手当を 0.10 か月分引き上げ、令和 6 年度からは、6 月期、12 月期ともに、期末手当は 1.225 か月付、勤勉手当は 1.025 か月付に調整をすることとなっております。

今回の引上げによりまして、年間の期末勤勉手当総額で 1 千 3 3 9 万 5 千円の増となります。

また、期末手当の支給率の改定により、議会議員期末手当の差額が 2 3 万 8 千円、特別職期末手当の差額は 1 0 万 9 千円、共済費は 2 万 4 千円の増となっております。

また、会計年度任用職員につきましては、報酬等差額が、2 千 9 1 万 2 千円、期末手当差額 4 2

4万6千円、共済費が6万6千5百円の増となっております。

条例改正文について御説明いたします。

説明資料集の3ページをお願いいたします。

条例の改正内容につきましては、新旧対照表3ページから4ページ及び、また9ページから10ページでお示しているとおりです。

給料表の改正につきましては、4ページから8ページそして11ページに示しております。

議案集の2ページをお願いいたします。

第1条で一般職の職員の給料表、期末勤勉手当の支給について、それから5ページになりますけれども第2条で令和6年4月1日から施行する期末勤勉手当の支給率について、第3条で会計年度任用職員の条例で定める給料について、改定を行うものになります。

6ページをお願いいたします。附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行することとし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行することとしております。

附則の第1条第2項では、第1条及び第3条の規定による「改正後の給与条例」及び「改正後の会計年度給与条例」の規定は、令和5年4月1日から適用することとしています。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第3号の令和5年度大津町一般会計補正予算（第14号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、人事院勧告に伴う給料や職員手当等の差額支給による増額、国の物価高騰対応重点支援臨時交付金を活用しました、LPガスの使用世帯支援補助金、私立保育所等物価高騰対策事業補助金、低所得者支援給付金事業などが主なものとなっております。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて別紙補正予算の概要を御参照いただきたいと思います。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2千166万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ2億1億7千688万2千円とするものです。

第2条で、翌年度に繰越します繰越明許費を「第2表繰越明許費」のとおりにしております。

7ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正ですが、国の物価高騰対応重点支援臨時交付金を活用しまして、LPガス使用世帯支援補助金、それから低所得者支援給付金事業を追加いたしています。

それでは、歳出の主なものについて、御説明をいたします。

15ページをお願いいたします。

款2、項1、目21新型コロナウイルス感染症対策費、節18補助金は、LPガス使用世帯1世帯当たり4千円を補助するLPガス使用世帯支援補助金を計上いたしております。

次に21ページをお願いいたします。

款3、項1、目12新型コロナウイルス感染症対策費、節10需用費は、低所得者支援給付金事業に要します消耗品それから印刷製本費を、ページが変わりまして22ページですが、節1

1 役務費で通信運搬費及び振込手数料、節 1 2 委託料で給付金システムの改修委託料、節 1 9 扶助費で住民税均等割のみ課税世帯等 1 世帯当たり 1 0 万円の給付金 8 0 0 世帯分と非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対する子供 1 人当たり 5 万円給付金 1 千人分を計上いたしております。

2 3 ページをお願いいたします。

項 2、目 7、新型コロナウイルス感染症対策費、節 1 8 補助金は、私立保育所等物価高騰対策事業補助金で、物価高騰の影響を受ける保育施設等に対し光熱水費・燃料費を支援するものになります。

4 0 ページをお願いいたします。

款 1 3 予備費で、所用の財源を調整しております。

次に、歳入について、御説明いたします。

1 1 ページをお願いいたします。

款 1 5、項 2、目 5 総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、歳出で説明いたしました、L P ガス使用世帯支援補助金、私立保育所等物価高騰対応事業補助金、低所得者支援給付金事業に充当をいたしております。

款 1 6、項 2、目 1 総務費県補助金は、物価高騰対応生活者支援交付金で、L P ガス使用世帯支援補助金に充当しております。

目 2 民生費県補助金は、物価高騰対策事業補助金で、私立保育所等物価高騰対策事業補助金に充当いたしております。

款 1 9、項 2、目 4 財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴います財源不足分を財政調整基金から繰り入れるものになります。

以上よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 皆さんこんにちは。議案第 2 号、大津町手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集の 7 ページをお願いします。

今回の改正は、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、町外に本籍を有する者への戸籍証明書等の交付及び戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行等を行うにあたり、その発行等に係る手数料の額を定めるために条例の一部を改正するものです。

説明資料集の 1 2 ページをお願いします。

改正の内容としましては、戸籍証明等の広域交付の追加に伴い交付事務に係る発行手数料の額を、戸籍証明書については 1 通につき 4 5 0 円、除籍証明書については 1 通につき 7 5 0 円と、本籍地で交付した場合と同額に定めるものです。

また、戸籍・除籍の電子証明書提供用識別符号を発行する新たな事務の発行手数料については、戸籍においては 1 件につき 4 0 0 円、除籍については 1 件につき 7 0 0 円と定めるものです。

ただし、マイナポータルで符号を請求・取得した場合の発行手数料及び窓口で取得した戸籍又は

除籍証明書と同一内容を証明するための符号等通知書の発行手数料は無料となります。

なお、附則で、この条例は令和6年3月1日から施行することとしております。

説明資料集の13ページ以降に、新旧対照表を載せております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） おはようございます。

私からは、議案第4号、議案第5号及び議案第6号について説明をさせていただきます。

まず、議案第4号、令和5年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告に伴う差額支給分として職員手当等と会計年度任用職員報酬の増額でございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は3ページとなります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を30億8千451万6千円とするものです。

それでは、歳出について御説明をいたします。

予算書の8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費、節3職員手当等の2万1千円の増額は、人事院勧告に伴う差額支給で、職員分の時間外勤務手当でございます。

款6、項1、目1特定健康診査等事業費、節1報酬の36万7千円の増額は、同じく人事院勧告に伴う差額支給で、会計年度任用職員4人分の報酬でございます。

節3職員手当等の時間外勤務手当及び期末手当の増額は、人事院勧告に伴う差額支給で、職員分と会計年度任用職員分の職員手当でございます。

款10、項1、目1の予備費で財源の調整を行っております。

なお、歳入はございません。

議案第4号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第5号、令和5年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

今回の補正は、人事院勧告に伴う差額支給分として、職員手当等と会計年度任用職員報酬の増額でございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は、3ページです。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を同額とし、歳入歳出予算の総額を29億1千789万8千円とするものです。

それでは、歳出について御説明いたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費、節1報酬の9万9千円の増額は、人事院勧告に伴う差額支給で会

計年度任用職員 1 人分の報酬でございます。

節 3 職員手当等の職員手当等の時間外勤務手当及び期末手当の増額は、人事院勧告に伴う差額支給で、職員分と会計年度任用職員分の職員手当でございます。

続いて、款 1、項 3、目 2 認定調査等費、節 1 報酬の 7 3 万 5 千円の増額は、人事院勧告に伴う差額支給で会計年度任用職員 8 人分の報酬でございます。

節 3 職員手当等の職員手当等の時間外勤務手当及び期末手当の増額は、人事院勧告に伴う差額支給で、職員分と会計年度任用職員分の職員手当でございます。

補正予算書の 9 ページをお願いいたします。

款 3、項 1、目 1 介護予防・生活支援サービス事業費、節 1 報酬の 1 0 万円の増額は、人事院勧告に伴う差額支給で会計年度任用職員 1 人分の報酬でございます。

節 3 職員手当等」の期末手当の増額は、人事院勧告に伴う差額支給で会計年度任用職員分の期末手当でございます。

続いて、款 3、項 3、目 1 包括的支援事業費、節 1 報酬の 1 7 万 3 千円の増額は、人事院勧告に伴う差額支給で会計年度任用職員 2 人分の報酬でございます。

節 3 職員手当等の職員手当等の時間外勤務手当及び期末手当の増額は、人事院勧告に伴う差額支給で、職員分と会計年度任用職員分の職員手当でございます。

款 3、項 3、目 2 任意事業費、節 1 報酬の 9 千円の増額は、人事院勧告に伴う差額支給で会計年度任用職員 1 名分の報酬でございます。

節 3 職員手当等の期末手当の増額は、人事院勧告に伴う差額支給で会計年度任用職員分の期末手当でございます。

続いて補正予算書の 1 0 ページをお願いいたします。

款 6、項 1、目 1 予備費で、財源の調整を行っております。

なお、歳入はございません。

議案第 5 号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第 6 号、令和 5 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告に伴う差額支給で、職員手当等と会計年度任用職員の期末手当の増額でございます。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。補正予算の概要は 3 ページです。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を 4 億 4 千 3 2 万 2 千円とするものです。

歳出について御説明いたします。予算書の 7 ページをお願いいたします。

款 1、項 1、目 1 一般管理費、節 3 職員手当等の 2 千円の増額及び項 2、目 1 徴収費、節 3 職員手当等の 7 千円の増額は、人事院勧告に伴う差額支給で、職員分の時間外勤務手当でございます。

款 3、項 1、目 1 健康診査費、節 1 報酬の 2 万 4 千円の増額は、人事院勧告に伴う差額支給で、

会計年度任用職員 1 人分の報酬でございます。

補正予算書の 8 ページをお願いいたします。

款 5、項 1、目 1 の予備費で財源の調整を行っております。

なお、歳入はございません。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） こんにちは。私からは、議案第 7 号、令和 5 年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告に伴う差額支給分として、職員手当等と会計年度任用職員報酬の増額でございます。

補正予算書の 1 ページをお願いします。補正予算の概要は、3 ページです。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を 6 億 4 千 7 1 4 万 4 千円とするものです。

歳出について御説明いたします。

予算書の 7 ページをお願いします。予算の概要は 3 ページです。

款 1、項 1、目 1、節 1 報酬の 9 万 2 千円の増額は、人事院勧告に伴う差額支給で会計年度任用職員 1 人分の報酬でございます。

次に、節 3 職員手当等の 3 万 6 千円は、時間外勤務手当及び期末勤勉手当の増額は、人事院勧告に伴う差額支給で、職員分と会計年度任用職員分の職員手当でございます。

款 3、項 1、目 1 予備費で、財源の調整を行っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） こんにちは。私のほうからは、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 10 号につきまして説明させていただきます。

議案第 8 号、令和 5 年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。補正の概要は、3 ページ、補正予算書につきましては、1 ページをお願いいたします。

第 2 条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、支出の第 1 項「営業費用」は、人事院勧告に伴う差額支給により、職員の人件費を増額するものでございます。

2 ページをお願いいたします。

第 3 条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、工業用水道事業対象職員の給与改定に伴い増額するものでございます。

続きまして、説明書により、詳細を御説明いたします。

説明書の 2 ページをお願いいたします。

収益的支出、款 1、項 1、目 3 総係費は、工業用水道事業対象職員の人事院勧告に伴う差額支給により、2 3 万 3 千円を増額するものです。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして議案第9号、令和5年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算の概要は、4ページ、補正予算書につきましては、1ページをお願いいたします。

第2条は、令和5年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）で定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第2項「営業外収益」を、人事院勧告に係る差額支給による、人件費増額に伴い補助金を増額するものです。

支出の第1項「営業費用」は、人事院勧告に伴う差額支給により増額するものです。

2ページをお願いいたします。

第3条で予算に定めた資本的収入及び支出の予定額について、収入の第2項「出資金」は、人事院勧告に係る差額支給による、人件費増額に伴い増額するものです。支出の第1項「建設改良費」は、人事院勧告に伴う差額支給により増額するものです。

第4条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、人事院勧告に伴う増額補正により増額するものです。

第5条、他会計からの補助金の補正は、人事院勧告に伴う増額補正のため、記載のとおり、金額を改めるものでございます。

説明書により、詳細を御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

収益的収入、款1、項2、目2補助金は、収益的収支対象職員の人事院勧告に係る差額支給に伴う増額補正により、12万7千円を増額するものです。

収益的支出、款1、項1、目4総係費は、収益的収支対象職員及び会計年度職員の人事院勧告に係る差額支給に伴う増額補正により、25万2千円を増額するものです。

2ページをお願いいたします。

資本的収入は、款1、項2、目1出資金は資本的収支対象職員の人事院勧告に係る差額支給に伴う増額補正により、35万9千円を増額するものです。

資本的支出、款1、項1、目1建設改良費は、資本的収支対象職員の人事院勧告に係る差額支給に伴い37万4千を増額補正するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第10号、令和5年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算の概要は、4ページ、補正予算書につきましては、1ページをお願いいたします。

第2条は、令和5年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）で定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第2項「営業外収益」を、人事院勧告に係る差額支給による、人件費増額に伴い補助金を増額するものです。

支出の第1項「営業費用」は、人事院勧告に伴う差額支給により増額するものでございます。

2 ページをお願いいたします。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、人事院勧告に伴う差額支給により増額するものでございます。

第4条、他会計からの補助金の補正は、人事院勧告に伴う増額補正のため、記載のとおり、金額を改めるものでございます。

説明書により、詳細を御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

収益的収入、款1、項2、目2補助金は、収益的収支対象職員の人事院勧告に係る差額支給に伴う増額補正により、16万6千円を増額するものです。

収益的支出、款1、項1、目4総係費は、収益的支出対象職員及び人事院勧告に係る差額支給に伴う増額補正により、16万6千円を増額するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） これで提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。

補正予算の概要の2ページ、均等割のみ課税世帯給付金についてお伺いをいたします。見込み世帯が800世帯のうち100世帯は家計急変世帯ということですが、家計急変世帯とはどのような世帯のことなのかを事例を示していただいて詳しく説明をしていただきたいと思います。

それと次に家計急変世帯の方々への周知について、どのような周知方法を行うのかをお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 豊瀬議員の質疑にお答えさせていただきます。

まずは家計急変世帯ということで、対象と今回なっておりますが、今回の基準日が令和5年の12月1日ということになっておりまして、その時点で令和5年分の住民税の均等割のみが課税されている世帯ということになっております。現時点において、対象になったのが令和5年分の課税状況ということですので、前年の所得とか収入あたりが反映されているものでございますので、直近でその後例えば会社のほう離職をされたとか、そして収入が減った。あるいは事業のほう何らかの影響でやれて収入が落ちた。そういった方に対しては家計急変世帯ということで、その当時の収入と現在での収入そういったのが根拠となるような資料を提出いただいて、こちらのほうで家計急変に該当するというふうに判断しましたならば、今回の支給の対象にするということで今がちょうど苦しいんだという方を対象にしたやつでございます。

それから周知についてはございますけれども、これについては制度のお知らせ等は広報誌、あるいはホームページ等、町のいろんな情報発信手段を使ってお知らせをしておりますが、これと併せまして家計急変ということで、うちのほうで福祉課中心にいろんな相談事業も担っておりますが、そ

いう中で相談に来られた方、あるいは税務課とかそういった関係する課とかも連携をしまして、そういった御相談に応じたときに御紹介するといったようなこともしておりますし、社協をはじめいろんな福祉関係の関係施設の方にもこういった情報を提供しております、情報発信のほうには努めているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 対象となられる世帯の方々の申請もれがないようにくれぐれもよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 2点お尋ねします。

まず1点が手数料条例の話なんですけれども、この説明資料集の新旧対照表のほう見ていたときに、旧のほうの1の（1）と（3）の記述ですね。時期リスクを持って調整されてなんとかて書いてあるところなんですけれども、これは先ほどまでの説明というのは、広域公布とマイナポータルで何とかというような説明に関しては説明があったんですが、この部分に関して変更する理由というのが、特に説明がなかったかなと思いますので、そこをお願いしたいと思います。

それからもう一つが特別会計に関してです。特別会計の人件費というのは基本的には一般会計からの法廷内操出し、基準内操出しによって賄われるべきものだと思っております。そうしたときに今回予備費の中から出しているということで、そうではなくて、なぜ一般会計のほうからきちんと繰り出さなかったのかというところ。これは特別会計、企業会計全般そうですね、そこについてその判断の基準と考え方を教えてください。

以上です。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 佐藤議員の質疑に御説明させていただきます。

新旧対照表の中で2か所ほど時期リスクを持って調整された戸籍に記憶されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付の部分が戸籍証明書と変わっておりますけど、これにつきましては内容の変更はございませんで、語句の修正になっております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 人件費の取扱いで特別会計の中の話ですけども、基本的には特別会計の中の運営の話ですので、これまでも予備費の中で調整してやってきたところですので、今回もそのようなかたちで上程をさせていただいたところでございます。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 最初のほうのまず時期リスクの話ですけど、これは語句の修正にしてもその理由は何なのかというところあると思うんですよね。なぜ変えなければならなかったのかとい

うところ。そこについてもう一步踏み込んで説明をいただきたいということと、もう一つこれまでそうされてきたというのは確かにそうかもしれないんですが、本来であれば、これは一般会計から出すものでないのかという話なんですよ。今回はこうしたのかもしれないけれども、本来のやり方というのはどうあるべきなのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 本来どういうやり方がいいのかということで、我々としてはいわゆる特別会計と一事業会計の中でやるべきことですので、その中で当然予備費があるべきものについては、その中で調整するという考え方でやってきております。ただ議員おっしゃいますように一般会計から繰入れという考え方もあろうかと思しますので、その点については十分議論させていただきたいと思います。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） すみません詳細については、しばらく調べさせていただくようお願いします。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 議案第1号について質疑いたします。

今回人事院の勧告、熊本県人事院会の勧告というかたちで給与の費用弁償に関する条例というかたちで条例を改正し、ざっと言うならば給料を上げるというかたちですけれども、この人事院の報告、勧告というのを考えたときに国からするならば国家公務員と民間給与との格差というものを調べましたと。そしたら0.96%の格差がありました。だから、こうしたほうがいいですよという勧告を行うわけですね。これは命令ではないですよ。熊本県も同じかたちで人事院で民間給与との格差を調べたと。もちろん我々は地方公共団体ですから、町の給与との比較があってしかるべきで、これはずっと20年以上前から私は言ってます。何でかと言うならば会計というのは我が町は我が町でやるんですね。ですから、そういった職員の言うならば町運営の経費ですよ。経費をどうやって妥当な給与のアップですよというふうに、町民の方々から認めてもらうためには町の調査報告が必要になるかと。基本中の基本だと思います。実際、今回全協でもありましたけれども、国民健康保険あたりがどうも赤字になるだろうとかいう中で、結局は人件費が上がればそういったものも歳出の経費増につながるわけですよ。全体からするならば少しであるかもしれないけれども、経費減を考えるのが普通でありまして、例えば今も質問が出ておりましたけれども、特別会計というものはその中で処理する。経費の発生というものを抑制しながら事業をよりよき方向に効率化していく。合理的にしていくというのが基本中の基本でありますから、その時に我々がこうやって議会審議するときに国、県は報告、勧告は行った。しかしながら、町は民間給与というのをきちんと調べていない。国の人事院勧告というのは摘出した優良企業からとってるんですよ。実際世の中というのは、インフレ誘導策で国がやってますよね。国がやっているっていうことは、それに対して物価高騰対策あたりをごまかしみたいなことをやってますけれども、インフレ誘導策で全体の景気、

国自体は、国税あたりはものすごく増えてるんですね。ものすごく景気がよくて増えていると聞きます。こういった物価高騰対策あたりは出してくるんでしょうけれども、我々はこの第1号議案を審議するときに、この値上げのパーセンテージ、国は平均1.1%の月例給料上げを行うですね。ただし格差というのは1%ないですよ。0.96%です。県の報告におきまして0.88なんですよ。しかし町は0.1か月分を上げる。そのところは給与表あたりで1級から5級までのいろいろな若年層に重点を置いたと書いてはありますが、これも民間の今の状況からするならばTSMCあたりが初任給ものすごく高いということが波及しまして、いろんなところが値上げしております。ということで、これわからんでもないですよ。しかしながら、基礎的な部分。町の給与は一体全体的にはどういった推移を表しているのかという数字は一向に示されていないというのが非常に引っかかる部分です。この点についての説明をお願いします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） ちょっと説明が不十分で申し訳ありませんけれども、人事院勧告の妥当性と我々の町職員としての給与決定の在り方についてのお尋ねだと思っております。

基本的には当然国も県もそうですけれども、同じ同規模の企業さんを抽出してやるということでそれが妥当かどうかというお話もいただいておりますけれども、これまではなかなか同じ町内の中で調査というのはできませんもんですから、基本的な考え方としましては、国の人事院勧告、そして県の人事院勧告ということに基づいて、今回は月例給で0.88ですかね、パーセントそしてボーナス給が0.1月を上げるということでお願いをしております。当然町内の状況がどうかということで、実は税務課の資料を用いまして、町内の給与収入の全額それを人数で割り戻しております。そうしましたら、常勤もパートもいろいろ入っておりますので、一律なあれじゃないんですけど参考まで申し上げますと、令和4年度が天津町町内の給与収入を人員で割ったときに、327万5千円という数字になっております。それから令和5年度が、平均収入としては333万5千円ということになっておりまして、これ単純に所得調査から持ってきたあれですので、そこを伸び率を見ますと約1.8%伸びているというような状況がっております。その点を踏まえますと先ほどの月例給0.88とボーナスの0.1を合わせますと、そんなに伸び率としては大きく乖離しているものではないと思っております。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

今数字的なものが出てきましたけれども、こういったものはきちんと全体に町民の皆様方にここだけの箱の中での話合いじゃなくて、妥当性を皆さんにきちんと理解していただく。実際インフレで民間給与はどんどん上がってますよね。零細企業あたりは大変です。ほかは幾らなのには上がらんのかとかたちで実際倒産件数も増えているじゃないですか。ということを考えれば、やはり妥当な数字的なものというのは公表するべきだと考えます。こういったところを改善していかないと透明なそういった行政が行われないでしょうし、今回の給与改定に対して疑義を唱える人も出てこんとは限らんとします。それが妥当な数字か何かは私は今ちょっとはつきりわかりません。

ただいろんな業種がありますから業種によってもものすごく変わりますよね。そういったところもきちんと我々は分析するべきなんですよ。その分析結果を町民の方々にきちんと理解していただいて、堂々と上げるものは上げる。負担するものは負担していただく。そういったものを確率しなければより良き自治体はできないと思いますので、そういったものをきちんと整備するそういったものといったものっていうのは今まで何もなかったのか。それとも今度取り組んでいただけるのか。そういったところを再度質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 町内の中の事業所の中で、我々職員の位置付けがどの位置にあるのかというのは非常に難しいところの分析がありまして、先ほど申し上げた内容というのは、あくまでも私ども役所の中で持っている統計データの中で収入から単純に割ったということで、その中には常勤の方もいらっしゃいますし、パートの方いろんな方がいらっしゃいますので、あくまでもそれは参考資料ということで、事務方として持っております。最終的にやはり国あるいは県の人事院勧告がありますので、それに基づくのが最良の方法だというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第1号、大津町一般職の職員の給与に関する条例及び大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第1号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、大津町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第2号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号、令和５年度大津町一般会計補正予算（第１４号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第３号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号、令和５年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第４号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号、令和５年度大津町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第５号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号、令和５年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第６号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号、令和５年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第３号）についてを

採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第7号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和5年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第8号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和5年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第9号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和5年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第10号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和6年第1回大津町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後0時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年1月19日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 大 塚 龍一郎

大津町議会議員 坂 本 典 光